

2017年5月29日

2017/2018 代議員選挙 Q&A

Q1. 今回の代議員選挙の特徴は何か。前回 2015 年代議員選挙との違いはあるのか。

A1. 前年代議員選挙との改定点はありません。

【代議員選挙】

- 代議員定数は、426 名とします（計算上、端数調整により、426 名を超えることができる）
- 代議員定数の、400 名は従来通り、90%（360 名）は各支部、10%（40 名）は各学術部会に配分します。
- 代議員枠に、前回から設けた領域枠として、以下にて定数を配分します。
 - ①外科枠 3 名 ②小児科枠 3 名 ③病理科枠 3 名 ④放射線科枠 3 名
 - ⑤基礎医学（含む疫学）枠 3 名 ⑥その他（麻酔科）枠 3 名 計 18 名
- 各支部に女性枠を設け、1 名を外枠で配分します。（8 支部 計 8 名）
- 学術部会枠（40 名）については、各学術部会に、最低 2 名を割付し、残り 20 名を、学術部会主 1 登録者数の割合で、配分します。
- 領域別選挙での立候補条件として、会員歴 10 年以上の条件の適用はしません。
- 領域別選挙の投票は、電子投票（以下、WEB）のみとします。

（ご参考）

【理事選挙】

- 理事選挙については、従来通り、各支部の代議員による互選で実施します。
- 理事定数の計算方法について、細則を一部修正しております。4 月 20 日の理事会で承認されました。

Q2. 前回から新設された領域枠については、具体的にどのように立候補や投票をするのか。

- A2. 領域枠の立候補は WEB で行っていただきます。領域は 6 つありますので、いずれか 1 つの領域に立候補していただきます。立候補期間中は、領域の変更は可能です。投票につきましても、すべて、WEB 投票になりますので、仮に書面選挙を選択されても、この領域枠での投票用紙は送付いたしません。
- 6 つの領域それぞれに、立候補者の中から 1 名を選んでいただきます。
- 2 名以上を投票しても、エラーになります。棄権は可能です。

Q3. 支部・部会枠（以下、既存枠）と領域枠の両方に立候補できるのか。

A3.既存枠と領域枠では、立候補の条件が異なりますので、両方に立候補はできません。

既存枠と領域枠での変更は立候補期間中は何回でもできます。(ただし、変更は会員歴10年基準を満たしている方に限ります。会員歴基準を満たさない方は領域枠のみの立候補となります。)

領域枠は、少数領域の先生方にご活躍いただけるよう設けられております。従って、内科系の先生方で領域枠に該当しない先生方におかれましては、既存枠(支部・部会枠)での立候補をお願いいたします。

Q4.領域枠で立候補者が定数に達しないときはどのように対応するのか。

A4.領域枠の定数は各領域それぞれ、3名です。選挙は、支部単位ではなく、いわゆる全国区単位で実施します。すべて、WEB投票です。仮に、定数に達する立候補者がいない場合には、立候補者は全員当選となりかつ残存定数は欠員になります。余った定数を他の領域に配賦はいたしません。

Q5.領域枠での立候補者は、会員になってすぐに立候補できるのか。

A5.領域枠で立候補される先生方には、会員歴10年基準の適用はありません。定年基準(1954年4月1日以降に生まれた方)の適用はありますが、会員になったその日からでも立候補は可能です。

Q6.前回同様に書面選挙も可とするのか。

A6.書面選挙も選択いただけます。後日、全有権者に往復はがきを送付しますので、書面投票を希望する方は、期限までに、選挙管理委員会(学会事務局)まで、返信いただきます。期限を途過した場合には書面投票はできません。なお、書面投票ができない方はWEB投票可能です。

Q7.書面選挙で、領域枠の投票はできるのか。

A7.領域枠での選挙はすべて、WEB投票になりますので、書面投票はできません。書面投票を選択された方でも、領域枠に限ってWEB投票は可能ですが、年会費未納の方は、会費をお支払いいただいた後に、投票ができるようになります。

Q8.投票の手順は。

A8.学会ホームページの会員専用ログインから、自身の会員番号、パスワード入力が入っていただき、選挙ボタンで、選挙のエリアに入っていただけます。既存枠につきましては自身の所属支部/都道府県で、定数まで選んでいただけます。定員を超えて投票を行った場合には、エラーになります。なお、定数まで、一度にマークできない場合には、

一定の操作を行うことより、後ほど、続きの投票を行うことができます。この手続きをしないで、投票を終了してしまうと定数未満での投票となってしまいますので、その後の投票はできなくなります。ご注意ください。

なお、2017年6月1日以降、年会費未納の方は、ホームページの会員専用ログイン画面に入ることができませんので、ご注意ください。会費をお支払いいただきますと、会員専用ログイン画面にアクセスできますので、未納の方は是非とも、会費をお支払いください。

Q9.選挙用パスワード（以下、PW）の発行は行うのか。

A9.発行いたしません。ホームページの会員専用ログインで自身の会員情報画面に入られましたら、そのまま投票ができます。

Q10.女性枠について説明してほしい。

A10.男女共同参画推進の観点から、女性の代議員を増やすべきとの判断もあり、前回の代議員選挙から、各支部1名を定員として配賦しております。開票の際に、都道府県別・部会別に当選者を決定し、残った次点以下の立候補者のなかで、各支部の最多得票の女性の方を当選者といたします。もし、次点以下の方で、女性の立候補者がいない場合には、欠員になります。従って、女性の先生方におかれては、積極的に立候補をお願いいたします。女性枠の定員は、360名の支部の定数の外枠になります。

Q11.女性枠での立候補の方法を教えてください

A11.女性枠での立候補につきましては、既存枠（支部・部会枠）で立候補の手続きを行っていただきます。従いまして、定年規定に抵触しないこと、会員歴10年以上の条件を満たしていただく必要があります。当選者の決定については、A10に記載のとおり、支部別・部会別の当選者決定の後の次点者のうち、各支部の女性の最多得票者1名が当選者となります。

Q12.今回選挙でも所信表明集はホームページ掲載のみか。

A12.所信表明集のWEB版は準備いたしますが、冊子版は作成いたしません。学会ホームページでご覧いただくことになります。書面投票を選択された方には、学会ホームページでご覧いただくようにご案内をいたします。

Q13.書面投票を選択した場合に、立候補者はどのように確認したらよいか。

A13.書面投票を選択された方には、投票用紙と投票に際してのご案内をお送りします。立候補者のご確認はホームページをご覧いただくようお願いいたします。

Q14.支部・学術部会枠での当選者の決定方法について教えてほしい。

A14.投票は支部単位で行いますが、当選者は都道府県単位で決定いたします。都道府県別に定数割り振り、立候補者の確定、当選者の決定を行っていきますので、都道府県単位で立候補者が定数に満たない都道府県がありましたら、支部内で他の都府県に定数を移譲します。(北海道支部で定員割れの場合には、他支部に定数の移譲はいたしません)学術部会枠での当選者につきましては、まず、支部枠での当選者を立候補者名簿から消去していき、残った立候補者(次点者)から定数に満つるまで、当選者を決定していきます。

Q15.女性枠の当選者について、既存枠で当選者が確定したため、女性候補者がいなくなった場合には、余った定数はどのようにするのか。欠員にするのか。

A.15 支部枠・学術部会枠の順に当選者を決定し、残った次点者以下の方のうち、最高得票の女性の立候補者が当選者となります。もし、支部枠・学術部会枠の次点者以下の中に女性立候補者がいない場合には、欠員になります。他の支部への定数移譲は行いません。

Q16.既存枠で、支部または都府県で、立候補者が定数に未達の場合にはどのようにするのか。欠員とするのか。

A16. A13 での回答と重複しますが、都府県単位で立候補者が定数に満たない都府県がありましたら、支部内で他の都府県に定数を移譲しますので、欠員になることはないと考えております。繰り返しになりますが、北海道支部で定員割れの場合には、他支部に定数の移譲はいたしません

Q17.既存枠のうち、支部での投票で当選できるので学術部会枠での立候補を回避することができるのか。

A17.支部での立候補を行っていただいた場合には、自動的に学術部会枠にも立候補していただくこととなります。この点は、これまでの選挙と同じです。従って、学術部会枠での立候補を回避することはできません。

Q18.既存枠(支部・部会枠)の具体的な定数を教えてほしい。

A18.選挙基準日を2017年6月1日としているため、同日現在の会員数を基準として、支部別、学術部会別の定数を算出します。
立候補表明集をホームページに公表する際には、各支部、各学術部会の定数をお知らせいたします。

以 上